平成２１年（フ）第８６５８号
大阪市住吉区遠里小野２丁目15番５―906号
債務者　松下美千代
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６８号
大阪府寝屋川市打上元町26番13号
債務者　奥村　洋幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５１号
大阪市福島区福島３丁目９番２号
債務者　佐藤勇一郎
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４７号
大阪府門真市小路町５番７号
債務者　關屋　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９７２号
大阪府東大阪市楠根２丁目11番12号　三井マンション302号
債務者　松本眞由美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００１８号
大阪府高槻市富田丘町７番10号
債務者　辻　　秀樹
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２６号
大阪市住吉区遠里小野１丁目４番26号　関西ドリームハイツ306号
債務者　大西　　忠
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３７５号
札幌市東区東苗穂15条２丁目７番12号
債務者　今川　弘毅
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７６号
札幌市東区東苗穂15条２丁目７番12号
債務者　今川　優子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７５号
北海道石狩市樽川９条２丁目146番地
債務者　井川　佳絵
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３７号
札幌市豊平区西岡４条10丁目２番９号
債務者　柴田　　智
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５４号
札幌市豊平区平岸１条17丁目１番36―301号
債務者　小湊　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８０６号
札幌市白石区栄通７丁目３番５―108号
債務者　藤原　昌幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４８号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目７番13号　ツインコーポβ―201号
債務者　平泉　　武
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７２号
札幌市清田区北野２条２丁目23番７号　アークタウン北野201号
債務者　原口　秀夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１３号
札幌市清田区平岡１条１丁目５番21―202号
債務者　佐々木利春
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３８号
札幌市中央区南11条西17丁目３番２号　幌西レジデンス202号
債務者　佐藤　慎悦
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９１号
札幌市西区発寒８条10丁目３番24―203号
債務者　六本木亜衣（旧姓金盛）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部